

第32回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和8年3月23日（月）午後14時00分～午後15時09分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

なし

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号11番：手塚（敏）委員、
12番：田崎委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から
5号までの5議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号から5号までの5議案の内、議案第1号及び2号については、農地
所有適格法人に対する許可、議案第4号については、関連議案あり、議案第5号
については、一般法人に対する許可であるため、それぞれ条件を付して許可すべ
きと調査しております。

議案第1号及び2号は譲受人が同一であるため、併せて御説明いたします。議
案第1号は平石地区、議案第2号は清原地区の申請です。議案第1号の譲渡人は、
農業経営廃止のため、議案第2号の譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は経

営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、麦を作付けする旨の申請です。譲受人は、令和6年4月17日に設立された農地所有適格法人で、農業を主な目的としております。また、議案書記載の通り、県内各市町に耕作地があり、利用状況について、各市町農業委員会に「問題ない旨」確認済みです。農機具の調達状況は、トラクター4台、耕運機3台、田植機2台等をリースにて確保しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、本申請は農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第1号及び2号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号及び2号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第4号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第4号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、申請地において営農型太陽光発電施設を設置しておりますが、一時転用の期間満了に伴い、申請地の空中に10年間の区分地上権を設定する旨の申請です。設置してある営農型太陽光発電施設の概要については、議案書3ページの議案第12号で御説明いたします。営農型太陽光発電施設を設置する者とそのパネルの下部の農地の耕作者が異なるため、区分地上権を設定する必要があり、また、営農型太陽光発電施設の転用期間は、下部の農地を耕作する者が認定農業者であることから、10年以内の一時転用となるため、今回、区分地上権の設定も10年間となっております。したがって、本申請は、営農型太陽光発電施設の許可に伴う区分地上権の設定であり、営農型太陽光発電施設の許可が前提となりますことから、関連議案である「議案第12号の許可を条件に許可」すべきものと調査しております。

議長 議案第4号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第4号について、「関連議案第12号の

許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第5号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について御説明いたします。清原地区の申請です。貸付人は、借受人の事業に協力するため、借受人は、企業と農業をつなぐコンサルタント業を行っており、新規事業として農業を開始するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、野菜を作付けする旨の申請です。借受人は、平成18年11月10日に設立された法人で、地域農業研究事業等を目的としており、主に農作物の販路拡大及び農作業派遣などのほか経理業務に関する相談業務を行っております。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しています。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の条件を付して許可」すべきものと調査しております。

議長 議案第5号について、質疑願います。

委員 賃借権の設定が1年となっているが、間違いないのか。

事務局 1年間の設定で間違いありませんが、合意解約の通知が提出されない場合等については、自動更新となり、許可の効力は継続されるところを理解したうえでの申請であります。

議長 その他に何かありますか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号について、農地法第3条第3項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第3号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、既に耕作している農地を取得するため、申請地を贈与により取得し、栗を栽培する旨の申請です。農機具の調達状況については、草刈り機1台、噴霧器1台、チェーンソー1台を所有、トラクター1台を導入予定であり、営農に支障はありません。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況について

も問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第3号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号から10号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、農地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、農地を贈与により取得し、梅を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲渡人は、相続により取得したが耕作できないため、譲受人は自宅近隣の農地を取得するため、申請地を売買により取得し、栗、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な

農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第10号について御説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続により取得したが耕作できないため、譲受人は既に耕作する農地を取得するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースにて賄う計画です。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議長 議案第6号から10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号から10号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号から16号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第11号から16号までの6議案の内、議案第12号については、営農型太陽光に係る農地転用のため、条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第12号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、現在、申請地の一部に営農型太陽光発電設備を設置し、発電・売電しておりますが、一時転用期間満了のため、申請地に10年間の貸借権を設定し、継続して営農型太陽光発電事業を行う旨の申請です。借受人は、平成15年7月29日に設立した法人で、太陽光発電システムの販売、施工等を主な目的としております。また、今回の転用面積については、太陽光パネルを支える支柱の合計面積であるため、特定図での申請となっております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル234枚を設置し、年間発電量82,350キロワットアワーを予定しております。また、パネルの下部は認定農業者である法人がさつまいもを栽培する計画となっているため、契約の期間は最大である10年間となっております。太陽光パネルの総面積は、393.12平方メートル、遮光率は、35.7パーセント、支柱の本数は、合計で67本であり、パネルの下部の農地において、さつまいもを栽培する計画について、必要な知見を有する者の意見として、一般社団法人いばらき自然エネルギー協会から、「問題なし」との意見書が添付されております。申請者は、平成30年12月3日に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、平成31年3月28日に関東経済産業局か

ら事業計画認定を受けて、令和4年1月21日に太陽電池の型式変更による事業計画変更認定を受けております。資金計画については、事業費の全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農振農用地であります。営農型太陽光発電施設に係る一時転用であることから、立地基準の不許可の例外に該当します。以上のことから、申請事由についても問題はなく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しておりますが、営農型太陽光発電事業であることから、「パネルの下部の農地における営農の適切な確保等、営農型太陽光発電の許可に係る条件を付して許可」すべきものと調査しております。

議長 議案第12号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号について、「営農型太陽光発電の許可に係る条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第12号を除く、議案第11号から16号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、園芸用土を採取するため、申請地の一部に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請であり、筆の全部ではないため、特定図での申請となっております。借受人は、平成22年4月28日に設立した法人で、園芸用土の採掘及び販売等を目的としております。計画によりますと、作業時間は午前8時30分から午後5時00分まで、保安距離については、隣接する農地及び道路から2メートル以上を設け、掘削角度は45度、掘削の深さは1.7メートルを遵守し、周辺は安全柵を設置して第三者の進入を防ぎます。埋戻し用土については、関連会社が所有する山林の土砂を用い、表土については、申請地の表土50センチを埋め戻す計画となっております。使用する重機等については、自社所有のバックホウ1台、ダンプ1台、押しブルドーザー2台で行う予定となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前々回地は、真岡市の畑6,296平方メートルで、令和2年6月1日に許可を受け、100パーセント埋戻しが完了し、農地に復元されており、前回地は、真岡市の田6,311.32平方メートルで、令和5年5月1日に許可を受け、100パーセント埋戻しが完了し、農地に復元されております。資金計画については、事業費の全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、立地基準の不許可の例外に該当します。また、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業

委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、改めて条件を付す必要はないと思われます。以上のことから、立地基準で許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後、市道側溝に放流する計画で、市道路管理課に合併処理浄化槽排水管接続のための「道路工事施行承認申請書」が、令和8年1月6日付けで提出されており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当することから、原則許可できないものとされておりますが、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第4号「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。また、同時利用地として、隣接する貸付人の宅地の一部を同時利用する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金と融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書および融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。国本地区の申請です。借受人は、現在の資材置場等が手狭なため、事務所の隣接に20年の使用貸借権を設定し、駐

車場及び資材置場を整備する旨の申請です。借受人は、平成5年5月6日に設立した法人で、電気工事業を主な目的としております。計画によると、以前は個人経営で、自宅の一部を事務所として使用し、小規模で経営しておりましたが、3年前からの事業拡大により、従業員の駐車場や資材置場が不足していることから、作業効率の観点からも、事務所の隣接に駐車場及び資材置場を整備する計画に至ったとのこと。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、社有車7台、従業員用7台の計14台分の駐車場を整備するほか、仮設足場やカラーコーン、塩ビパイプなどの資材置場として利用する計画で、周囲にはL型擁壁を設置し、1メートル高のメッシュフェンスで囲む計画となっております。また、給排水設備は設けず、雨水は、敷地内に自然浸透処理する計画です。資金計画については、土地造成費等を、全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和8年1月23日付けで農振農用地から除外となっており、除外後は国本地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地と判断できることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後県道側溝に放流する計画で、宇都宮土木事務所に、合併処理浄化槽からの処理水放流許可申請書が令和8年1月29日に提出され、2月16日付で許可されております。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の区域内にある第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第12号を除く、第11号から16号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号を除く、議案第11号から16号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案書3ページを御覧ください。日程第3「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区部の変更)」に係る意見に

ついて」、議案第17号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号について御説明いたします。本案件は、農振農用地である農地の用途を農業用施設用地に変更するにあたり、市長から農業委員会に意見を求められているものです。申出人は、豊郷地区において、イチゴの作付けを行っておりますが、奥のハウスにて作業を行うにあたり、道路からの搬出入路と、選果場としてのプレハブ、資材置場としてパイプハウスを設置したい旨の申し立てとなっております。申出人は、軽貨物車1台、草刈り機1台、噴霧器1台等の農機具や、いちご用の保冷庫を保有しており、土地利用計画については、下部は整地し、砂利敷とし、雨水は自然浸透させるものです。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、「問題ない」と調査しております。

議長 議案第17号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。日程第4「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第18号から11ページ120号までの15議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。議案第119号については、6番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第119号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第119号を御説明いたします。借受者は、議席番号6番委員でありまして、河内地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議長 議案第119号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第119号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第119号が終了しましたので、6番委員に入室していただきます。

委員 (6番委員入室)

議長 議案第119号を除く、議案第18号から120号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第18号から6ページ51号は平石地区の計画で34件です。
議案第52号から53号は清原地区の計画で2件です。
7ページ議案第54号から57号は瑞穂野地区の計画で4件です。
議案第58号から66号は横川地区の計画で9件です。
議案第67号から8ページ88号は雀宮地区の計画で22件です。
議案第89号は姿川地区の計画です
議案第90号から97号は城山地区の計画で8件です。
議案第98号は城山地区の1筆を含む国本地区の計画です
議案第99号から100号は国本地区の計画で2件です。
議案第101号は篠井地区の計画です。
議案第102号から10ページ104号は富屋地区の計画で3件です。
議案第105号から107号は豊郷地区の計画で3件です。
議案第108号から112号は上河内地区の計画で5件です。
議案第113号から議案第119号を除く、11ページ120号は河内地区の計画で8件です。

議長 議案第119号を除く、議案第18号から120号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

事務局 質疑がないので、お諮りします。議案第119号を除く、議案第18号から120号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。12ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第121号から128号までの8議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第121号は、平石地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、平出町の田3筆、計6,904平方メートルを売買により取得するものです。
議案第122号は、清原地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、氷室町の畑4筆、計12,159平方メートルを売買により取得するものです。
議案第123号は、横川地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、屋板町の田5筆、計5,491平方メートルを売買により取得するものです。
議案第124号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下反町町の田1筆、計1,557平方メートルを売買により取得するものです。
議案第125号は、城山地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、

下荒針町の畑 1筆, 計5, 097平方メートルを売買により取得するものです。

議案第126号は, 豊郷地区の計画です。譲受人が, 経営規模拡大のため, 岩曾町の田1筆, 計2, 030平方メートルを売買により取得するものです。

議案第127号は, 豊郷地区の計画です。譲受人が, 経営規模拡大のため, 岩曾町の田1筆, 計4, 446平方メートルを売買により取得するものです。

議案第128号は, 河内地区の計画です。譲受人が, 経営規模拡大のため, 相野沢町の田2筆, 計8, 147平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第121号から128号について, 質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので, お諮りします。議案第121号から128号について, 「計画作成を要請する」ことに, 御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので, そのように決定します。13ページを御覧ください。日程第6「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見聴取について」, 議案第129号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 こちらは, 昨年3月に策定した地域計画の変更で, 変更箇所は権利移動等に伴う別紙1の名簿のみの変更です。

議長 議案第129号について, 質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので, お諮りします。議案第129号について, 「計画を承認する」ことに, 御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので, そのように決定します。それでは報告事項に入ります。事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第9まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたので, 「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (報告等なし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (報告等なし)

議長 全ての審議が終了しましたので, 以上で第32回定例総会を終了します。

(閉会 午後15時09分)